

身体的拘束最小化への取り組みに関する指針

当院では、病院理念である

「住民が安心して地域で暮らし続けるための医療の砦として私たちの病院が存在する」のもと、患者さん一人ひとりの尊厳と権利を大切に、身体的拘束を原則として行わない医療・看護に取り組んでいます。

身体的拘束は、患者さんの自由や尊厳を制限するだけでなく、身体機能や精神面へ影響を及ぼすことがあります。

そのため当院では、患者さんの安全を守りながら、できる限り身体的拘束を行わないケアの実践に努めています。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、以下の要件を満たす場合に限り、組織的かつ慎重に判断します。

当院の基本的な考え方

当院は、基本方針に掲げる

- 患者さんへの思いやりを第一とすること
- 患者さんの尊厳と権利を尊重すること
- 安心・安全・良質な医療を提供すること
- 多職種が協働するチーム医療を行うこと

を大切に、患者さんやご家族に寄り添った医療を提供します。

身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き実施しません。

また、実施する場合でも、患者さんの安全確保のために必要最小限・一時的なものとし、早期解除に努めます。

病院長及び看護部長の身体的拘束最小化に向けた意思表示

院長

身体拘束に向けた取り組みは、病院全体の取り組みであり、身体的拘束は患者の権利である自由を制限し、患者の尊厳を侵害するものです。当院では患者の尊厳と主体性を尊重し、病院内の全て医療従事者が、身体的拘束による身体的・精神的弊害を理解し、身体的拘束に向け強い意思を持ち、身体的拘束を行わない医療・看護の提供に努めます。

看護部長

当院看護部では、患者さまの尊厳と安全を最優先に考え、身体拘束は原則として行わない方針を掲げています。やむを得ない場合であっても、多職種での検討と十分な説明・同意を前提とし、最小限かつ短時間にとどめます。安心して療養いただける環境づくりに努め、個別性を尊重したケアの実践に全力で取り組んでまいります。

身体的拘束を行う場合について

以下の3つの要件をすべて満たす場合に限り、慎重に判断します。

1. 切迫性

患者さん本人、または他の方の生命や身体に危険が及ぶ可能性が高い場合

2. 非代替性

身体的拘束以外に安全を確保する方法がない場合

3. 一時性

身体的拘束が一時的な対応である場合

当院の取り組み

1. 身体的拘束を減らすための院内活動

院内で委員会や多職種チームを設置し、

- 身体的拘束の状況確認
- 改善策の検討
- 早期解除の検討
- 院内研修

などを継続的に行っています。

2. 患者さんに寄り添ったケア

身体的拘束を行わずに安全を確保できるよう、

- 見守りの強化
- 環境調整
- 転倒予防
- 認知症ケア
- せん妄予防
- 痛みや不安への対応
- 睡眠や排泄への支援

など、患者さんの状態に合わせたケアを行います。

3. 多職種によるチーム医療

医師・看護師・薬剤師・リハビリスタッフなど、多職種が連携し、

- 患者さんにとって最善の方法
- 身体的拘束以外の対応方法
- 安全と尊厳の両立

について話し合いながら支援します。

4. ご家族への説明と情報共有

やむを得ず身体的拘束を行う場合には、患者さんやご家族へ十分な説明を行い、ご理解いただけるよう努めます。

また、身体的拘束の必要性について定期的に見直し、早期解除を目指します。

地域の皆さまへ

当院は、地域の基幹病院として、患者さんが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、「患者さん中心の全人的医療」を大切にしています。

当院の身体拘束実施数、割合

※令和7年度

